

302 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人上越あたご福祉会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

本法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、理事長はその限りではない。なお、常勤理事において正規の勤務時間外に法人業務のため出勤し、職員としての給与等が支払われていない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 4 理事に対する退職慰労金は、在任中に特に功労のあった者が任期の満了、辞任又は死亡による退任時に支給できるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第4条（報酬等の額の決定）

本法人の役員報酬月額、別表1「役員報酬月額表」に定める範囲内で評議員会の決議によって定めるものとする。

- 2 理事に対する退職慰労金は、別表2「退職慰労金算定式」により算出される額

の範囲内で評議員会の決議によって定めるものとする。

- 3 各々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

第5条（役員報酬の表示）

役員報酬は、原則として役員報酬一本で表示する。

- 2 使用人兼務役員は、役員分と使用人分に分けて表示する。

第6条（非常勤役員の報酬）

非常勤役員の報酬については、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

第7条（長期欠勤者の報酬）

役員が病気その他の事由により長期欠勤した場合の報酬は、原則として、その任期終了までこれを減額しない。

第8条（支給日・計算期間）

報酬の支給日は、職員と同日とし、報酬の計算期間は、毎月1日より末日までとする。

- 2 役員が月の途中で就任および退任する場合においても、日割計算とせず、1か月分を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。
- 4 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後6か月以内に支払うものとする。

第9条（報酬等の支給方法）

報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

第10条（報酬の改定）

改定の時期は原則として6月とする。

- 2 役位の変更があったときは、前項にかかわらず就・退任の翌月から改定する。
- 3 職員給与の改定に伴って、役員報酬との間に不均衡が発生する場合には、役員報酬の改定を行うことがある。

第11条（役員賞与の決定基準）

役員の賞与は、本法人の業績に応じて、評議員会の決議を経て決定する。

2 役員毎の配分額及び支給方法は、評議員会の承認を経て決定する。

第12条（使用人兼務役員の賞与）

使用人兼務役員の賞与は、その使用人分の賞与を従業員に対する賞与の支給時期に支給する。

第13条（ライフプラン支援金）

ライフプラン支援金については、従業員の「ライフプラン支援金規程」に準拠するものとする。

第14条（ライフプラン支援金の算出）

第4条（報酬等の額の決定）で決められた役員報酬×3%をライフプラン支援手当とする。なお、1円未満の端数は1円に切り上げる。

2 第1項の算出の基礎となる役員報酬は、第7条（報酬の改定）に準じた改定があったときはこれに対応する。

第15条（臨時の措置）

評議員会は、必要に応じて、役員の臨時昇給または報酬減額の措置をとることができる。

第16条（費用弁償の支給）

本法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員通勤手当支給基準に準ずる。

第17条（公表）

本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第18条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 本規程は、2017年 6月26日(評議員会の議決日)から施行する。
2018年 6月27日 改正
2019年 7月 1日 改定
2021年 7月 1日 改定
2022年 4月 1日 改定

別表 役員報酬月額表

職 名	月 額
理事長	45万円までの範囲内
理事	10万円までの範囲内
監事	5万円までの範囲内

別表2 退職慰労金算定式

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{支給率}}$$

※支給率はその都度、評議員会において決定する。

別記1 非常勤役員の報酬

理事会・評議員会等出席の都度：1人一律7,000円、費用弁償3,000円
但し、月額で報酬を支払う役員へは支給しない。

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度：1人一律7,000円、費用弁償3,000円